

## やっちろ保健室運営協議会 会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、やっちろ保健室運営協議会（以下、本会）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県合志市豊岡2217番145に置く。

2 本会は、前項のほか、従たる事務所を熊本県八代市築添町1605番3に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、看護師を中心に地域活動団体や各種専門家などと協力し、高齢者が増える八代地域において、高齢者の寄り添いの場として「やっちろ保健室」を設置し、ここを拠点に健康相談や生活相談、また学びの場でもある安心な居場所として、活用していくことで、高齢者の健康と安心を支える仕組みづくりに寄与することとする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 拠点整備事業

- 1 健康に関する「相談窓口」事業
- 2 在宅医療や病気予防について「市民との学び場」事業
- 3 地域に受け入れられる「安心な居場所」事業
- 4 世代を超えてつながる「交流の場」事業
- 5 地域のお世話役の「発掘と育成の場」事業

(2) 上記事項に関する情報提供事業

- 1 ホームページ開設・運用
- 2 医療機関、行政機関、地域の民生委員や自治会長などとの連携

(3) その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の二種とし、全ての会員をやっちろ保健室運営協議会の会員とする。

- (1) 正会員 この会の運営に関与し、活動に主体的、積極的に参加する個人又は法人。
- (2) 賛助会員 この会の運営や活動を支援する個人又は法人。ただし会員総会の議決権はない。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、事務局に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次に各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は本会が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び監事は、理事の互選とする。

(職務)

第13条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事の互選により代わりの者がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、理事の業務執行状況並びに本会の財産の状況を監査する。

(任期等)

第14条 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第15条 理事が職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(報酬等)

第16条 理事の報酬は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第17条 本会に、事務局担当理事を置く。

- 2 事務局担当理事は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回とし、前事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし委任状によるものは、出席とみなす。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第24条、第25条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事及び監事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面あるいは電子メールをもって招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電子メールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事及び監事は、第33条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する者は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 基金並びにその他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第38条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して処理するものとする。

(事業計画及び予算)

第39条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第41条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第42条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、原則、次事業年度に繰り越すものとする。ただし、総会の議決を経た場合は、その全部ないし一部を基金に繰り入れることはできる。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第46条 本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第47条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第49条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

## 第9章 雑則

（細則）

第50条 本会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1. 本会則は、令和2年8月26日から施行する。
2. 改正、令和4年4月7日（令和4年4月7日会員による臨時総会にて議決）
3. 本会の役員は、次に掲げる者とする。
  - 理事長 蓑田 由貴
  - 理 事 大茂 竜二
  - 理 事 加藤 義和
  - 理 事 栗谷 美奈子
  - 理 事 碓山 明子
  - 監 事 浅川 浩二
4. 本会の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。
  - ①正会員 入会金なし、年会費なし。
  - ②賛助会員 入会金なし、年会費なし。